

○非標本誤差について

統計調査の結果は、何らかの誤差が生ずることは避けられません。

建築着工統計調査は全数調査ですが、調査の基となる建築工事届及び建築物除却届（以下「建築工事届等」という。）の提出者の誤回答、調査票を作成する都道府県の担当者の誤記載などにより誤差が発生する場合もあり、これを「非標本誤差」と言います。

非標本誤差には、調査を行う段階で発生する様々なものがあります。

詳細については、以下の説明をご参照ください。

① 回答をしなかったことにより生ずる「非回答誤差」

調査では集計対象となる調査項目についてはすべて回答してもらうのが原則ですが、回答する際に提出者の記載漏れや記載ミスがあり、非回答になる場合があります。

このような回答による誤差を「非回答誤差」と言い、調査項目の工夫や記入要領による丁寧な説明など、また提出後には非回答項目を電話による照会などの方法でできるだけ減らすように努めなければなりません。

建築着工統計調査では、調査票の回収後に非回答確認を行い、記載漏れや記載ミスを発見した場合には、都道府県を通じて建築工事届等の提出者に電話等で照会を行っています。

② 集計の際の誤りによる「データ処理による誤差」

非標本誤差のうち、調査項目の回答を電子化して、これらの集計までの段階で発生する「データ処理による誤差」があります。このうち代表的な誤差は、データを電子化する際に入力する作業が介在するため、この段階で入力ミスなどのヒューマンエラーが発生する可能性があります。

建築着工統計調査では、都道府県の担当者が電子調査票を作成する際に、建築工事届等（紙媒体）の情報を基に入力作業を行っていますが、この入力作業を減らすために自動的に電子調査票に転記される建築工事届等（電子様式）の普及を推進しています。

③ 「測定誤差」について

もともと測定誤差とは、自然科学の分野で、ものの大きさや重さなどを測定する際に発生する誤差のことで、その原因は測定機器の不完全さ、測定者の能力による違い、測定条件の変動などによるものです。

調査の分野でも、測定機器に相当する調査票のデザインや言葉遣いによって回答者が質問を誤解したり懸念したりして事実と異なる記入をした場合の誤差、測定者である調査員の面接の拙さや委託先の質による誤差、測定条件である調査方法（郵送調査か調査員調査かなど）による誤差など様々な測定誤差があります。

建築着工統計調査では、調査票の記入要領等を充実させ、これらの測定誤差をできるだけ減らすよう努めています。

④ 異常値、外れ値における集計上の対応

建築工事届等の回答者及び都道府県の担当者の誤解や記入ミスなどにより、実際の数値とは

異なる数値を調査票に記入してしまうことも想定されるため、建築着工統計調査では、未記入、組合せエラー等の確認を行い、誤りと思われる数値があれば、可能な限り回答者に電話等で確認を行い、正しい数値に修正するように努めています。